

選挙公営（公費負担）の手引き

令和5年2月

吉富町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、吉富町長選挙・吉富町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担（選挙公営）を受ける場合の手続について記述したものです。

注1 この公費負担経費は、候補者が供託物を吉富町に没収された場合に請求することができませんのでご留意ください。

2 公費負担分の費用の請求は、選挙の期日から 15 日以内に提出してください。

目次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	4
《共通》	
【1】契約締結と契約届出	4
【2】確認申請	4
【3】使用証明書・作成証明書の交付	5
【4】費用の請求	5
【5】事前審査・各種届出書類の提出日時	6
《各手続》	
①選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	7
②選挙運動用自動車の借入れ	9
③選挙運動用自動車の燃料代	11
④選挙運動用自動車の運転手	13
⑤選挙運動用ビラの作成	15
⑥選挙運動用ポスターの作成	17
※ 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A	19

1 公費負担（選挙公営）制度とは

この制度は、吉富町長選挙・吉富町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、吉富町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、吉富町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

◎町長選挙における供託物没収点

有効投票の総数×1/10

◎町議会議員選挙における供託物没収点

(有効投票の総数÷議員定数)×1/10

※ 吉富町の議員定数は10人

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 = <u>322,500円</u>	
	2 ①自動車の借入契約 (レンタル、個人、会社等からの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 16,100円×5日 = <u>80,500円</u>	
	1に掲げる契約	②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700円×5日 = <u>38,500円</u>
	以外の契約の場合	③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500円×5日 = <u>62,500円</u>

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	① 7円73銭	② 【町長】5,000枚 【議会議員】1,600枚

【例1】

◎町長選挙運動用ビラ 5,000枚の作成を 40,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は $40,000 \text{円} \div 5,000 \text{枚} = 8 \text{円}$ になります。この場合は、作成単価が上限を超えているため $7 \text{円} 73 \text{銭} \times 5,000 \text{枚} = 38,650 \text{円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分 1,350円は候補者の負担になります。

【例2】

◎町長選挙運動用ビラ 5,000枚の作成を 35,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は $35,000 \text{円} \div 5,000 \text{枚} = 7 \text{円}$ になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですので $7 \text{円} \times 5,000 \text{枚} = 35,000 \text{円}$ が公費負担の対象となります。

【例3】

◎町議会議員選挙運動用ビラ 1,600枚の作成を 24,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $24,000 \text{円} \div 1,600 \text{枚} = 15 \text{円}$ になります。この場合は、作成単価が上限を超えているため $7 \text{円} 73 \text{銭} \times 1,600 \text{枚} = 12,368 \text{円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分 11,632円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	① 9,130円	② 14枚

【例1】

◎選挙運動用ポスター20枚の作成を185,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、185,000円÷20枚＝9,250円になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、9,130円×14枚＝127,820円が公費負担の対象となります。この額を超える分57,180円は候補者の負担になります。

5 諸手続

《共通》

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

(1) 届出先⇒吉富町選挙管理委員会

(2) 届出期日⇒契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
⇒契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

(3) 添付書類⇒各業者等との契約書の写し、各契約に係る契約届出書

◆ 注意

※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※ 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代（金額の制限範囲内であることの確認）
- ・選挙運動用ビラの作成（作成限度枚数の確認）
- ・選挙運動用ポスターの作成（作成限度枚数(掲示場数)の確認）

(2) 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 吉富町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用証明書・作成証明書の交付

【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、吉富町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書（選挙運動用自動車の使用） ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
	上記以外による契約の場合 自動車借入れ	①請求書（選挙運動用自動車の使用） ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
	燃料代	①請求書（選挙運動用自動車の使用） 給油伝票添付（給油年月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量及び給油金額が分かるもの） ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ④選挙運動用自動車燃料代確認書

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	上記以外の契約による場合	①請求書（選挙運動用自動車の使用） ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
	選挙運動用ビラの作成	①請求書（選挙運動用ビラの作成） ②請求内訳書 ③選挙運動用ビラ作成証明書 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書
	選挙運動用ポスターの作成	①請求書（選挙運動用ポスターの作成） ②請求内訳書 ③選挙運動用ポスター作成証明書 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書

（２）請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

（３）請求書の提出先

吉富町大字広津２２６番地１
 吉富町選挙管理委員会
 TEL 0979-24-4071
 FAX 0979-24-3219

（４）請求期限

請求書は必要な添付書類を揃えて選挙管理委員会が指定する日までに提出してください。

【５】 事前審査・各種届出書類の提出日時

（１）公営関係書類の事前審査

各種契約届出書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査の際に併せてお持ちください。

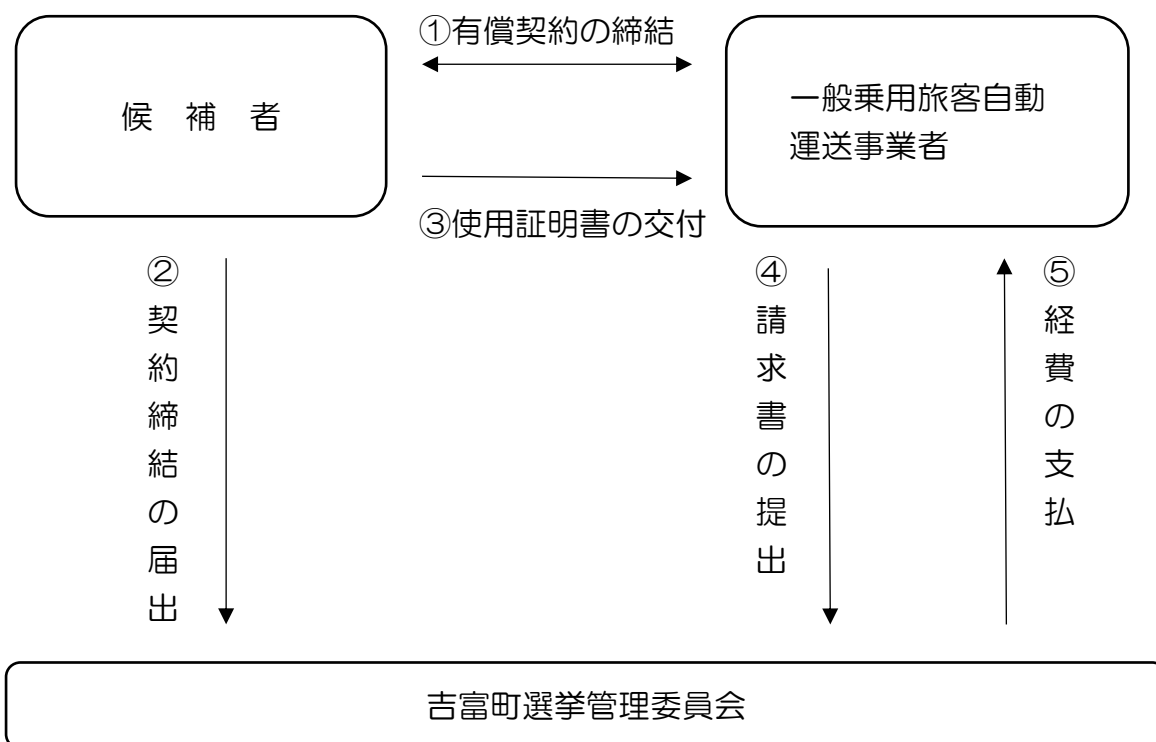
（２）各種届出書類の提出日時

立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、告示日の午前８時３０分から午後５時までの間に手続きしてください。

《各手続》

①選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒吉富町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (吉富町⇒運送事業者)		

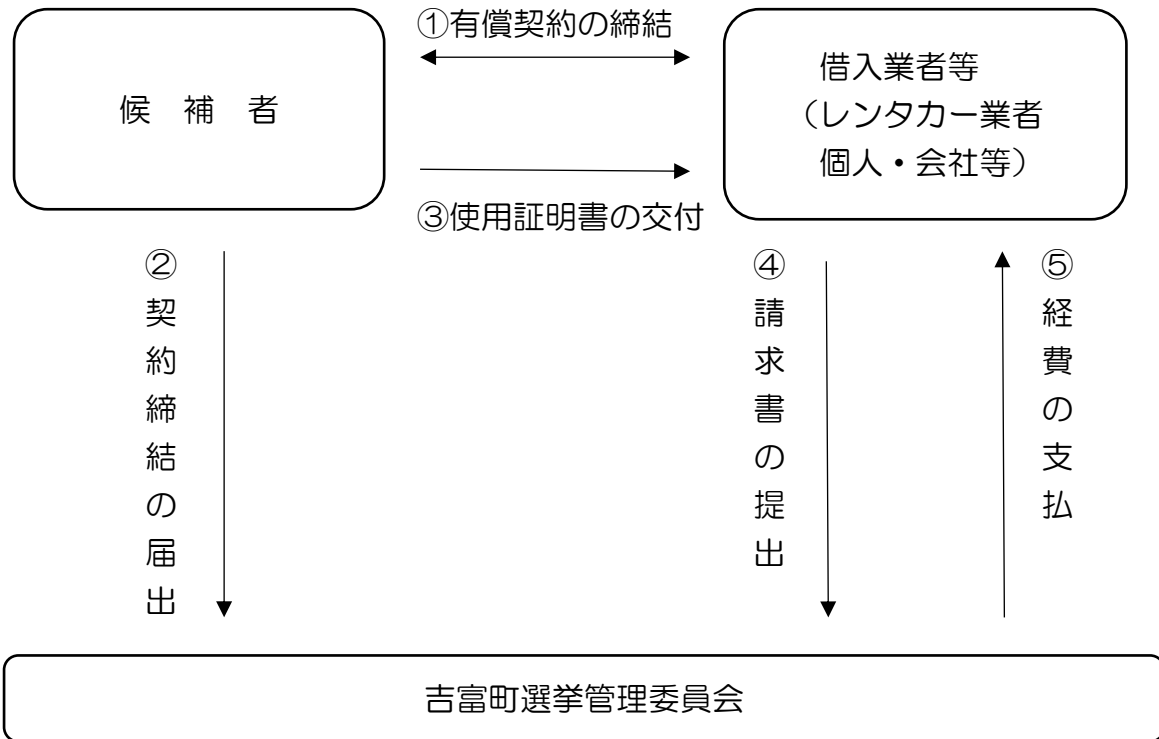
①選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
事前提出分 （立候補届出 時）	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号（その1）】	
請求時提出分	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【別記様式第4号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第7号（その1）】	
	請求内訳書 【別紙（その1）】	

②選挙運動用自動車の借入れ

※個別契約



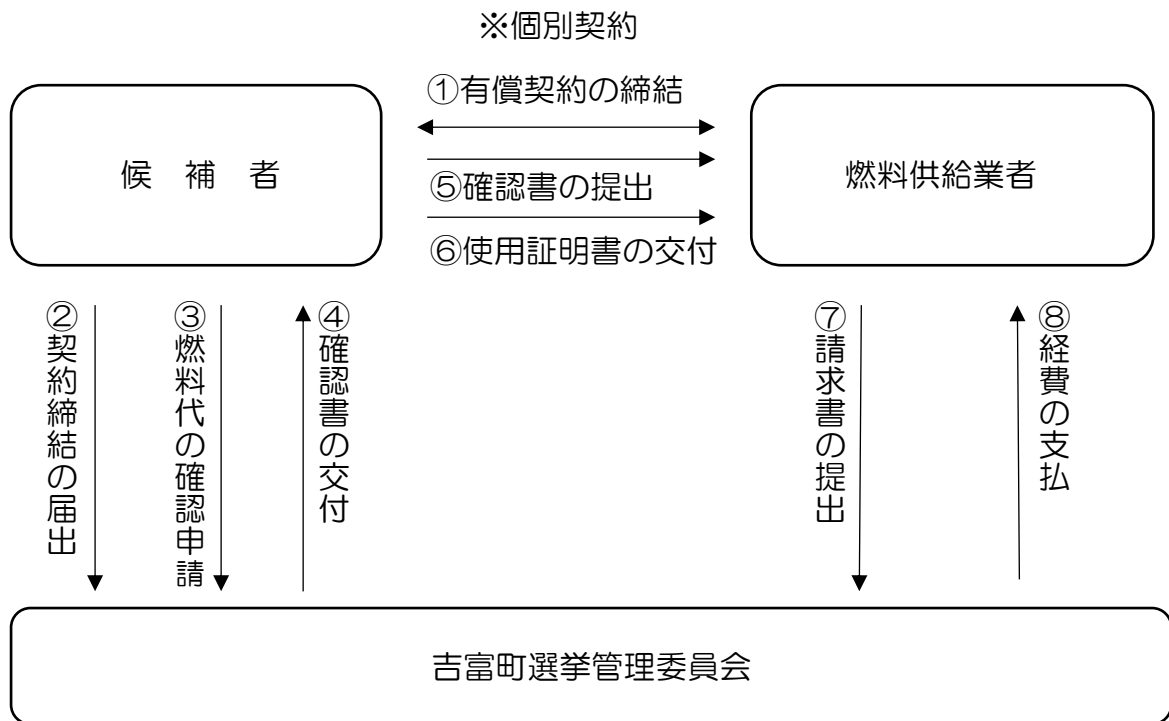
順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入事業者)	選挙運動用自動車借入契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入事業者⇒吉富町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (吉富町⇒借入事業者)		

②選挙運動用自動車の借入れ

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
事前提出分 (立候補届出時)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	
請求時提出分	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第4号(その1)】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その1)】	
	請求内訳書 【別紙(その2)】	

③選挙運動用自動車の燃料代



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【別記様式第2号(その1)】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第3号(その1)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【別記様式第4号(その2)】	
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒吉富町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その3)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (吉富町⇒燃料供給業者)		

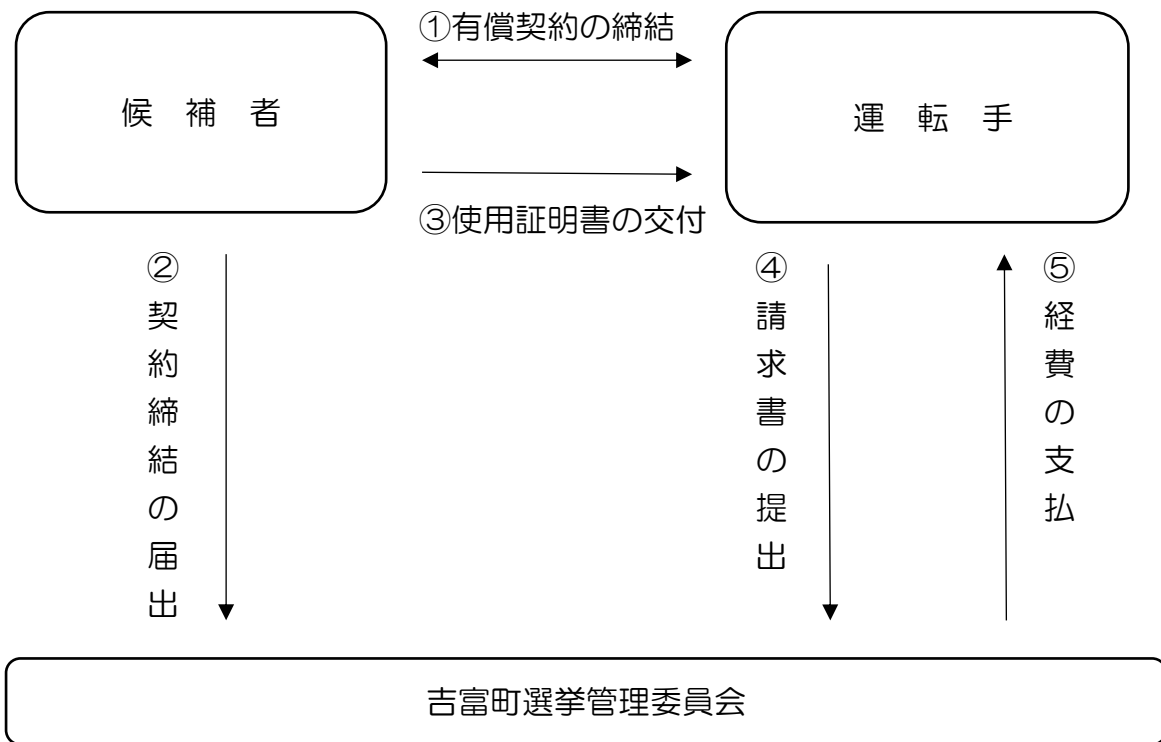
③選挙運動用自動車の燃料代

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
事前提出分 (立候補届出時)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	
請求前提出分 (選挙期日後)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【別記様式第2号(その1)】	
請求時提出分	選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第3号(その1)】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【別記様式第4号(その2)】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その3)】	
	請求内訳書 【別紙(その3)】	
	給油伝票の写し (給油日、自動車登録番号、又は車両番号、供給量、供給金額がわかるもの)	

④選挙運動用自動車の運転手

※個別契約



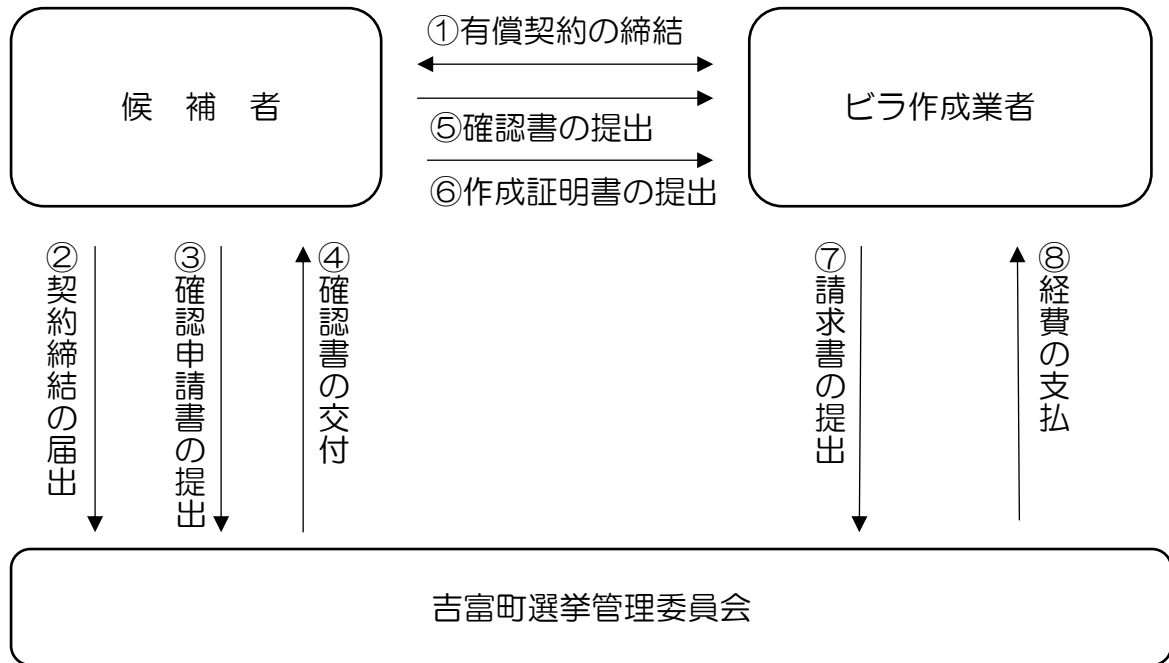
順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【別記様式第4号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒吉富町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙その4】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (吉富町⇒運転手)		

④選挙運動用自動車の運転手

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
事前提出分 (立候補届出時)	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号(その1)】	
請求時提出分	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【別記様式第4号(その3)】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第7号(その1)】	
	請求内訳書 【別紙(その4)】	

⑤選挙運動用ビラの作成



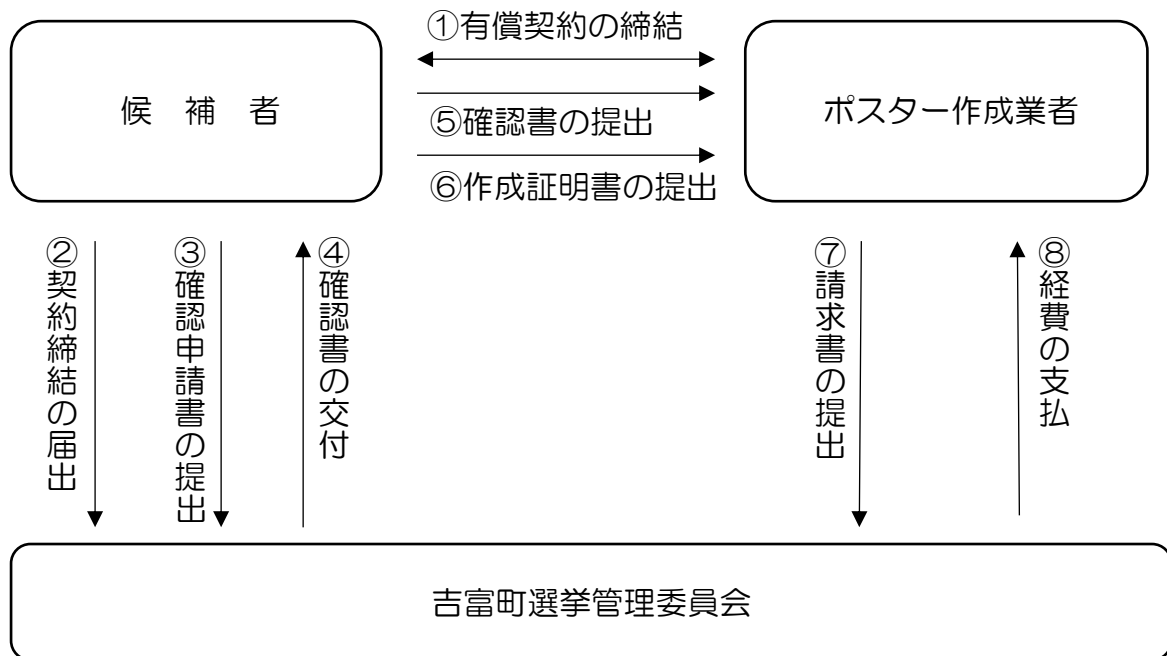
順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【別記様式第1号(その2)】	①の契約書の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【別記様式第2号(その2)】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第3号(その2)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【別記様式第5号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒吉富町)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【別記様式第7号(その2)】 請求内訳書 【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (吉富町⇒ビラ作成業者)		

⑤選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
事前提出分 (立候補届出時)	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【別記様式第1号(その2)】	
請求前提出分 (選挙期日後)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【別記様式第2号(その2)】	
請求時提出分	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第3号(その2)】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【別記様式第5号】	
	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【別記様式第7号(その2)】	
	請求内訳書 【別記様式第7号(その2)別紙】	

⑥選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【別記様式第1号(その3)】	①の契約書の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【別記様式第2号(その3)】	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第3号(その3)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒吉富町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【別記様式第7号(その3)】 請求内訳書 【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (吉富町⇒ポスター作成業者)		

⑥選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
事前提出分 (立候補届出時)	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【別記様式第1号(その3)】	
請求前提出分 (選挙期日後)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【別記様式第2号(その3)】	
請求時提出分	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第3号(その3)】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第6号】	
	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【別記様式第7号(その3)】	
	請求内訳書 【別記様式第7号(その3)別紙】	

選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、吉富町長選挙及び吉富町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

【1 共通事項】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書の契約業者への交付は、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の契約内容に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

Q4 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」「賃渡証」「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば差し支えありません。

Q5 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。

A 届出書類に誤り等がある場合は、直ちにその旨を選挙管理委員会に届け出てください。

Q6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

A 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられているため、必ず保管してください。

Q7 公費負担された支出は収支報告書に記載しなくてもいいですか。

A ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用は、条例に定める額の範囲内で公費負担されますが、負担分も含めて全額を記載しなければなりません。加えて、備考欄に公費負担された内訳等について記載してください。また、従前より報告書への記載が不要であった選挙運動用自動車を使用するために要した支出（燃料代、運転手の雇用）は、記載する必要はありません。

Q8 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

【2 自動車の借入れ】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両で、候補者1人につき1台となります。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

Q5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であり、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象期間となります。

Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載しますので、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外となります。

Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度は、1日あたりの借入金額に基づく制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」というように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約する場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が、公費負担の対象となります。

Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 選挙運動用自動車の借入れについては、公費負担制度上、次のア及びイに該当すること以外には、契約の相手側の条件は特に規定されていません。

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代の一括契約）による借入れ

イ 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合に限る）からの借入れ

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるよう、適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用する場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A ハイヤー契約の相手方は、道路運送法第3条第1号八に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票は必ず保管してください。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

【4 運転手の雇用】

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となり、選挙運動期間以外の運転は、対象になりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となっており、同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象になりません。

Q6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となりますので、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

Q7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

※ 親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなものですか。

A 公職選挙法第142条に規程する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。

この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

A

- 枚数…町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚以内
- 種類…2種類以内
- 規格…長さ29.7cm × 幅21cm (A4版以内) 両面印刷が可能
- 記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- 証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

A 次の方法または場所において頒布することができます。

- 新聞折込による頒布
- 候補者の選挙事務所内における頒布
- 個人演説会の会場内における頒布
- 街頭演説の場所における頒布

Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》 公職選挙法

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。））が使用するものに限る。）

Q2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか。

A 掲示場所 ⇒ 選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（14か所）の1か所につき、1枚掲示できます。

規 格 ⇒ 長さ42cm × 幅30cm以内

記載内容 ⇒ 特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければなりません。

Q3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。
(ただし、金額、作成枚数に上限があります。)
対象費用としては、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となり、通常葉書の印刷費用は、対象になりません。

Q5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費を区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。